

國學院大學學術情報リポジトリ

citizenship概念の歴史的考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-04-15 キーワード (Ja): citizenship, 自由主義モデル, 共和主義モデル, 国民国家, グローバル キーワード (En): 作成者: 大久保,桂子, Ohkubo,Keiko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000146

citizenship概念の歴史的考察

大久保桂子

はじめに

citizenshipとは何か。この設問は、近年、政治学、政治哲学、社会学、倫理学などにおいて、またこれらを跨ぐ学際的な研究において、きわめて活発な議論が行われている主題である。筆者がみるところ、関連する研究は著作だけでも数百を数え、citizenshipを命題として掲げる専門学術雑誌も複数刊行されている⁽¹⁾。とはいえ、citizenshipとは何か、という問いに対して、単一の統一的な見解があるわけではない。論者によって見解は対立し、錯綜しており、citizenship概念をめぐる多様な理解があることをまず指摘しておこう。

citizenshipは日本語では2つの意味に訳される。1つは市民権／公民権であり、この語義はしばしば国籍と同義である。すなわち、Japanese citizenshipという表記は「日本国籍」と訳される。2つ目の意味は、市民性、市民的行動または規範を指す。この2つ目の意味は、しばしば曖昧ではあるが、たとえば「ボランティアによる市民運動」、「市民意識を以て社会に貢献する」というように、私たちの日常生活において何らかの行動や規範を意味し、そこでは、第1の語義すなわち「国籍」とは異なる次元における一定の公共性を帯びていることに気づく。このような日本語の「国籍」と「市民性」という2つの異質な語義は、英語のcitizenship概念の多義性とも重なるところがある。

本稿は、citizenshipという言葉が包含する多様な語義とその含意を、この概念の淵源と展開を辿りつつ、西洋の歴史的展開のなかに位置づける試みである。もとよりcitizenship概念は西洋の歴史とともに古い。古代ギリシアのポリス世界における市民概念に始まり、共和政ローマからローマ帝国において法制化された市民、中世ヨーロッパの都市自治体で実体化された市民へと、西洋2千年余の歴史とともに想起できる。19世紀以降の近代のcitizenship概念は、これらの伝統を受け継ぎながらも、近代社会特有の政治的条件の下で新たな概念化を必要とした。

このような2500年を超える長大なcitizenship概念史を詳細に辿ることは、本稿

の主旨ではない。21世紀前半の現在にあって、なぜいま、どのようにcitizenship概念が問題とされ、多義性を帯び、論争がおこるのかを問わずに、ただ歴史的展開をただ探るだけでは意味がない。そこで以下の議論は、現在を起点とする遡行的アプローチをとりたいと考える。歴史学の意義と方法をめぐる認識が混迷状態にある現在、現在の問題を知るために過去の経緯を探る、といういささか原初的な方法論とアプローチをとることにしたい。

20世紀後半以来、citizenshipをめぐる議論は、大きく2つのモデルまたは解釈をめぐって交わされてきた。これらはそれぞれ自由主義解釈、共和主義解釈とよばれ、citizenshipとは何か、だれがcitizenである(べき)か、をめぐって、異なる視点からcitizenshipを理解しようとする。citizenship概念の歴史的淵源を探るさいにも、この2つの解釈は、西洋史上の異なるモメントを捉え、それぞれの概念の系譜を辿ることになる。ところが21世紀の現在では、2つの伝統的概念いずれもの限界が指摘され、citizenship概念の見直しと書き換えが進行しつつある。citizenship概念の多義性、と先に述べたのは、このことを指している。citizenship概念の多義性と21世紀的課題については、本稿の後段で触れることにし、以下ではまず、citizenship概念をめぐる2つの伝統的モデルを、若干の歴史的・学説史的考察を交えつつ説明することから始めたい。

1. 自由主義概念の系譜 権利としてのcitizenship

自由主義のcitizenship概念は、citizenを何らかの権利をもつ社会構成員とみなす解釈である。言い換えれば、citizenshipとは、ある国に居住する市民citizenが、市民として権利をもつこと(市民権)を意味する。ここで2つの論題が浮上する。1つに、では市民が持つ権利とはどのような権利なのか。2つに、そのような市民とはだれか、人が市民となるかを決める基準はあるか、あるとすればどのような基準か、という論点がそれである。

第一の論題、すなわち市民がもつ権利について、はじめて本格的な議論を提示したのは、イギリスの社会学者T・H・マーシャル(1949年)である⁽²⁾。現代のcitizenship研究の出発点とされるマーシャルの議論は、およそ次のようなものである。

市民の権利とは3つの要素から成る。この3つの権利は、18世紀から20世紀に至る歴史のなかで段階的に実現されてきた。第1の要素は「市民的」権利civil citizenshipで、具体的には個人の思想・信仰の自由、財産を所有する自由(私有財産権)を中心に、総称すれば個人の自由と言い換えられる。このような自由としての市民の権利は、18世紀までに(イギリスで)実現されるようになった。第2の要素は「政治的」権利で、政治的権威をもつ政治組織体すなわち国家の一員として政治に参与する権利、狭義には参政権・選挙権を意味し、これは(またも

やイギリスでは) 19世紀のあいだに実現された。第3の要素は「社会的」権利である。一国の市民は、身体の安全と最低限の生活保障、人として「文明的な」civilized生活を送る権利をもつ。このような社会的権利は、社会保障・社会福祉の概念をも含意し、20世紀の実践的な政策課題でもある。社会的権利は、社会の底辺にいる人々にも適用されるべき平等の原則に基づかねばならない。いいかえれば、社会的citizenshipとは、民主主義を一国の社会において実体的に実現するための概念であり、福祉国家の目標設定とみなすこともできる。事実、第二次大戦直後の時代にあつて、マーシャルの議論は福祉国家建設のイデオロギーとしても機能したということができよう⁽³⁾。

以上のようなマーシャルのcitizenshipの3段階類型論は、歴史的には多くの誤謬があり、概念としてもいくつかの問題をはらんでいる。歴史的には、18世紀に実現されたという市民的権利が、現実には限定的かつ選択的であったことは明らかであり⁽⁴⁾、また参政権の拡大は19世紀のあいだに完了したわけでもない(男性普通選挙権の実現は第一次大戦後の1918年のことである)。概念としてのcitizenshipの3類型に関して言えば、前者2類型(市民的権利と政治的権利)が、第3類型(社会的権利)の前提となる社会的平等と民主主義の原則と乖離していることを示唆していない。

今日的議論に即して、マーシャルの3類型の概念上の問題として次の2点を指摘しておこう。第一に、イギリスという国にcitizenshipの対象領域と歴史的展開を限定していること(しかも歴史的には「イギリス」は単一の国家ではない)⁽⁵⁾、第二に、だれが市民とみなされるか、という市民の要件の問題を、社会的権利の議論(平等と民主主義の理念型)にすり替えていることである。以上を言い換えれば、市民的であれ政治的であれ、さらには社会的権利であっても、citizenship概念がはらむ狭小性と排他性が看過されていることを指摘しなければならない。

しかしながら、マーシャルのcitizenship概念は、看過されている排他性も含めて、今日のcitizenshipをめぐる議論の本質の一部を捉えている。それは、第一類型「市民的」権利が「個人の自由」と言い換えられるところにあると思われる。ここでいう「個人の自由」とは、他者、特に政治権力による侵害や報復から自己の身体と所有権を擁護し保全する権利を指す。西洋思想における「自由」とは、権力に介入されず、権力によってむやみに奪われない権利、自己保全のための複数の権利と所有権をさすことは重要である。

マーシャル以降の自由主義の論客は、citizenshipを概念化するにあたって、特定社会における個人の権利＝自由が、citizenshipの根幹であると考えてきた。この場合、権力を行使する国家は保障機関にとどまるべきであり、個々人の生の追求と諸権利の保全こそが重要とされる。個人の自由と権利を核心とするこのようなcitizenship概念が、自由主義解釈の本質である。

自由主義概念は、マーシャル以降20世紀後半まで、citizenshipに関する学問的

議論の主流を占めてきた。この概念では、市民がもつべき複数の権利を保証することを目指す。最も保証されるべき権利は、生きる権利（基本的人権）とならんで、個人が自由に行動する権利であり、政治的権利は付随的なものでしかない。問題は、これまでの多くの研究が考察してきたように、民主主義を基本原理として自由＝権利を市民に認めようとする、マーシャルのいう社会的権利、社会的な生活保障を市民の権利とみなす考え方との間で、明らかな矛盾が生じることである。ある社会の構成員の生活条件は、たとえすべての市民に市民的、政治的権利が保証されたにせよ、平等ではない。教育を受ける権利、就業し所得を得る機会を保証される権利は、理念的にはすべての市民に平等に保証されるべきものであるが、その実現手段は一律ではない。個々人の自由な活動をもとに営まれる社会にあっては、所得と生活水準の完全な平等は幻にすぎない。マルクスが見抜いたように、経済的社会的な不平等を前提としつつ、市民平等の権利を認める社会的citizenshipは、政治的民主主義と経済的平等が両立しえないことを示すお題目にすぎないことになる⁽⁶⁾。少なくとも、自由主義社会において社会的権利として要求される市民の諸権利は、個々人の条件によって、多分に多様にならざるをえないであろう。

1980年代の「新自由主義」政策の矛盾が露呈するにつれて、自由主義的citizenship概念のゆきづまりが明らかになった⁽⁷⁾。かくして自由主義概念に代わって、後述する「共和主義／共同体参加」モデルがにわかに注目されるようになった。およそ1990年代まで、自由主義モデルと共和政モデルが競合しつつ、citizenship概念をめぐる議論が繰り返されたといつてよい。その経緯は後段に譲り、ここでしばらく、権利と自由を持つ市民＝citizenshipという自由主義概念の歴史的形成のモメントを確認しておくことにしよう。

自由主義のcitizenship概念は、国家と個人の関係を権利を通じて調整する概念である。この場合の市民とは、ある国に帰属し、その国において諸権利を主張できる人であり、そのような市民がその国の「国民」とみなされる（citizenshipが日本語で国籍とも訳されるのはこの前提による）。このように、市民citizenと国の構成員すなわち国民nationを同義とみなす考え方は、近代ヨーロッパに起源をもつ。国家と国民の連結概念nation stateは、まさしく近代の所産だからである。

古代ギリシア以来、2000年余の思想的系譜をもつ市民概念に、「国民」概念をもちこむ契機となったのは、フランス革命時の「人権宣言」（1789年）である。正確には「人と市民の権利の宣言」と称するこの文書の両義性については、すでに多くの指摘がある⁽⁸⁾。人の権利とは、今日言うところの基本的人権に近似する普遍的な人権を指しているらしい。しかし他方、市民の権利とは、フランスという領域（それはフランス国家と同義か？）に居住する、（理念上はすべての？）人々に適用される権利、すなわち「フランス国民」の権利と同一であるのだろうか。その国民こそがフランスという国家の主権者である、とこの宣言は述べるの

だが⁽⁹⁾。

nationという概念、またここから派生するナショナリズムという概念は何を意味し、歴史上どのような形態をとるか。この問いかけは、現在の歴史学で最もホットな論題のひとつであり、ここでその膨大な議論をとり上げることはできない⁽¹⁰⁾。citizenship概念に即してここで指摘しておきたいのは、次の2点である。

第一に、「国」を自明の前提とし、国民と市民を同一視するcitizenship概念は、明らかな排他性を持っていたこと、にもかかわらず第二に、これらの排他性が今日にいたるまで、各国の市民権と国籍管理政策に引き継がれ、citizenshipの法的定義に多義性と選択性を招いていることである⁽¹¹⁾。ここでは特に第一の排他性が孕む問題を取りあげよう。ある国の市民は、実際にはその国に居住する（とりあえずこのように規定しておこう）、ごく一部の人たちを指すにとどまることである。最も典型的には、フランス革命当時もその後も、フランス居住者のおそらくは半数を占める女性は、どのような年齢と社会的地位にあらうとも、市民とは決してみなされない。家長に服属依存し、個人としての自立性と財産をもたない男性も、市民ではない。彼ら彼女らは、citizenshipを認められていない。言い換えれば、近代にあって国民概念とともに成立したcitizenshipは、すべての人を平等に包摂することを原則とする概念ではない。

ここで、「だが、どのような基準をもとに一国の市民となりうるか」という先に提起した設問に、近代はどのような回答を与えてきたかを考えてみよう。フランス革命当時から20世紀にいたるまで、一国の市民となりうる要件には、ジェンダー規範と財産所有、場合によっては民族・文化という基準が、厳然と存在した。このような市民要件の排他性、選択性は、後に述べる共和主義解釈の系譜においても同様であり、従来のcitizenship概念に本質的限界があると指摘される所以である。

排他的な市民要件を内包するcitizenship概念は、近代をつうじて、市民要件にグレードをつける擬装の方策を生み出した。人権宣言の精神を具体化した1791年憲法では、年齢と財産所有をもとに市民を「能動市民」と「受動市民」に分け、前者にのみ議会投票権があると定めている⁽¹²⁾。女性の投票権は、ほとんどの西洋諸国では、20世紀に入ってから、年齢と一定以上の財産所有という付加要件を付して、実現への端緒が切られている。

独立宣言で高らかに人権を謳ったアメリカ合衆国は、citizenshipの選択性とグレード化の典型的な事例を示している。南北戦争後の憲法改正によって、奴隷身分から解放された人たちは、ただちに十全な法的定義上の「市民」となったわけではない。政治的権利と社会的権利において制約が課され、「二流市民」というラベルの下において合衆国国民として扱われた⁽¹³⁾。20世紀後半の「公民権運動」は、このような社会的制約を払拭しようとする運動であったことは自明である。さらに、合衆国に居住する先住民は、「非市民」であって、彼らにcitizenshipが

法的に認められるのは1924年のことにすぎない。19世紀以降の合衆国の一連の移民入国管理政策は、市民＝国民となるべき人に対する国家としての選抜要件を示しており、移民の一部は二流市民あるいは非市民とみなされたことも指摘しておこう⁽¹⁴⁾。

「その国にいる人はだれでも市民＝国民になれるわけではない」という市民要件の限定性は、国民nation概念ともかかわる、極めて重大な命題である。近代の国民国家においては、「だれが」その国の正規の国民（十全な市民）であり、そのような国民が「どのような」権利をもちうるかは、国家の定めるところによる。国籍取得に関する規定が各国によりまちまちであるのは、国によって国民すなわち市民に求められる法的（場合によっては民族的、文化的）要件が異なるからにはほかならない。市民と国民を等置し、市民の持ちうる権利を各国政府が規定するこの枠組み自体が、フランス革命から230年を経た今日、どのような課題に直面しているか、後段で触れることにしよう。

2. 共和主義概念の系譜 義務・参加としてcitizenship

citizenshipに関する第二の解釈は、なんらかの政治体（国民国家とは限らない）の構成員が、政治決定に参加する義務あるいは態度をcitizenshipの本質とみなす考え方である。本稿では共和主義という訳語をあえて当てたが、civic republicanismと通常表され、ラテン語の*civicus*、*Res publica*に起源をもつ。*civicus*は「都市の」「都市市民の」の意味、*Res publica*は「人々の事柄」、派生して「公共の事柄」を指し、英語の*commonwealth*とはほぼ同義であって、統治形態としての共和政を必ずしも意味しない。したがってcivic republicanismは共同体への帰属と貢献を指示する公共性概念と言い換えることもできる。

古代ギリシア、次いで共和政ローマに受け継がれたこのcitizenship概念は、自由主義概念よりはるかに古い起源をもつ。当初はギリシアの都市国家ポリスにおける市民のありかたを指示した概念であり、その基本的な考え方を示したのはアリストテレスである。アリストテレスが教示するcitizenshipとは、ポリスを構成する「市民」が合議を通じてポリスの政治的意思決定に参与し、ポリスの善のために奉仕する義務、特に軍役を果たすことにある。ポリスにおける市民は、このような参加と義務を身を以て示す資質と態度を持たなければならない。このような資質、態度を身に着け、行動することを、「徳」(arete。ラテン語では*virtus*、英語で*virtue*) とぶ。人は市民としての「徳」civic virtue を身に帯びて初めて十全な人間となりうる⁽¹⁵⁾。アリストテレスの有名な「政治的動物」とは、civic virtueを有する（理想型としての）市民を指している。

civic virtueは、citizenshipの共和主義モデルの根幹を成す概念である。公共への参加と義務をvirtue「徳」とする発想は、倫理的であるとともに、十分政治

的であるが、これが今日でも認識される公共意識と公共参加を規範的に示唆する citizenship 概念にまで受け継がれている。もとよりこのような公共参加と奉仕を実践できる civic virtue を備えた市民は、古代ギリシアのポリスにおいてそうであったように、一部の限られた有産者に限られる。ポリスにおける市民は、それぞれが生存のための生産活動の基盤を持っているが (oikos)、それに直接関与する必要のない有閑者でなければ、公共の事柄に参加し奉仕する知識、態度、時間を担保できない。前述の自由主義解釈と同様に、ここでも citizenship の狭小性は明らかであり、「だれが市民たりうるか」という命題を歴史的に考察するとき、古代ギリシア以来、市民が参加する「公共」の領域が、生産活動を排除した有閑性のうえに成立したという事実を無視することはできない。加えて、アリストテレスが示唆したように、このような市民から構成される政治共同体は、大きすぎても機能しない。市民間の連帯を基礎とするポリス社会では、市民相互の近接感から生まれる友愛と連帯意識が必須だからである。

このような citizenship 概念は、古代ギリシアからローマへと継承されるのであるが、ここで、citizenship が理念と実体のいずれにおいても、構造的に転換したことを指摘するボコックの有名な議論を紹介しておこう。ボコックは今日の西洋政治思想史の第一人者とされる歴史家であるが、その見解を古代ローマにおける転換に即して整理すれば、およそ次のようになる。

アリストテレスが示唆した「市民」の理念型は、ローマにいたって、何らかの財産を所有し、その所有権を法的に保証された人として法制化され、実体化された。ローマにおける「市民」とは、ローマの法により私有財産権を認められ、法により保証された権利を享受する人、と規定されたのである。古代ローマにおける citizenship とは、したがって、法によって保証された財産所有権、保護と免責の権利を意味し、ここに市民権という法的概念も成立した。これとともに、市民が帰属する共同体は、アリストテレスが想定したような政治的動物が集合する政治体ではなく、共通の法に保護された法人格をもつ市民から成る法共同体へと変化した。citizenship は、共同体の法によって保証された法的ステータスを意味するようになったということもできる。ボコックによれば、アリストテレスが示唆した政治的動物としての市民と、法によって規定された実体的権利をもつ市民という 2 つの理念型の相克が、現在にまで連なる citizenship 概念の本質的課題であって、前節で述べた近代以降の自由主義概念は、ローマ型の citizenship を「人の権利」と読み替えたものであり、古代ローマ型市民を近代国家の市民へと適合させる試みでもある⁽¹⁶⁾。

以上のようなボコックのユニークな citizenship 論には、批判も多い。むしろ興味深いのは、共和政ローマが属州を征服編入して帝国を形成するようになると、だれが、どのような市民権をもつか、という主題に多元的運用が導入されたことである。帝国各地には既存の地域共同体がもつ法運用が存在しており、当該共同

体が規定する「市民」の定義（当該共同体の構成員に関する諸法規）をローマは温存した。しかし同時に、「ローマ市民」身分も併用された。かくしてパウロがエルサレムで在地役人に捕縛されたとき、「私はローマ市民だ」（*Civis romanus sum*）と発語したのは、ローマの法権威の下にある市民には、帝国のどこにしようとも、ローマ市民としての身体の安全が保証されている（ここでは在地役人による鞭打ち刑を免除され、カエサルに訴えてローマの法廷で裁かれる権利がある）ことを意味した⁽¹⁷⁾。

紀元後 3 世紀、ローマは帝国属州の居住者にローマ市民権を拡張して適用する皇帝勅令を發布した⁽¹⁸⁾。これによって、帝国属州に居住する非市民の 3 分の 2（およそ 3 千万人）に市民権が与えられたという⁽¹⁹⁾。もとよりこの事実は、ローマ帝国に属するすべての人たちに同じローマ市民権が認められ、対等なステータスと権利保証を獲得したことを意味しない。ローマ法の適用を受けるという意味では一定の統一性が担保されたとはいえ、ローマ市民権じたいの要素は階層化しており、多文化・多元的なローマ帝国民の編成が一元化されたわけではむしろない。そのような限定があるにせよ、帝国領域における citizenship の法的統一性を担保して「帝国市民」を構造化することは、ユニヴァーサルな citizenship をも想起させるし、属州の慣習を包摂した多重的 citizenship を示唆している⁽²⁰⁾。

このように法的な実体を獲得し、同時に「市民」に錯綜した階層化と分化を生んだ古代ローマの citizenship 概念ではあるが、アリストテレス以来の政治参加と軍事奉仕の理念も、ローマにおいて否定されたわけではない。その主要な論客は、ローマの思想家・弁論家キケロである。キケロは、彼が生きた紀元前 1 世紀、共和政末期のローマの政治的混乱に対して、市民の「徳」*virtus* の回復を説き、ストア派の市民概念をも採り入れつつ、個人の私利私欲より公共精神をもつことが、人としてのあるべき生き方であると訴えた⁽²¹⁾。市民性を公共奉仕にもとめる「徳」の観念は、望ましい人間の道徳性と等置され、citizenship 概念の基本的前提として近代ヨーロッパにまで引き継がれていくことになる。

ところで、古代ギリシアと中世ヨーロッパの citizenship 概念を類型化し、独自の比較史的考察を加えたのはマクス・ヴェーバーである。ヴェーバーは、都市の比較史論を展開するなかで、古代ギリシア市民の軍事奉仕がポリスの自立性保持と市民層の利益獲得にあったのに対して、特にドイツ中世都市がこれとは異なる社会構造をもち、都市市民の軍事参加のありかたにも独自性が認められることを指摘している⁽²²⁾。ヴェーバーの考察はさておき、中世ヨーロッパにおいて、古典古代の citizenship 概念がどのように受け継がれうるかを理解するには、キリスト教会の教えが孕む両義性を指摘する必要がある。

キリスト教世界としての中世ヨーロッパを普遍的な信仰の共同体と理念化したアウグスティヌス『神の国について』*De civitas dei* は、キリスト教を信仰する霊的共同体としての「神の国」に対して、「地上の国」にあるべきキリスト教徒の

共同体は、キリスト教会のみであると説く。ここで注目したいのは、本来、都市共同体を指していたラテン語の*civitas*が、「国」と訳されることである。アウグスティヌスにおいては、政治的共同体を意味した*civitas*が霊的な信仰の共同体と読み替えられ、現実存在する*civitas*はキリスト教会であり、古代ギリシア、ローマの「異教」のもとで営まれた世俗の政治共同体理念は意味をもたない⁽²³⁾。では、*civitas*が本来の語義すなわち「都市共同体」として現実に出現したとき、教会の聖なる共同体と世俗の共同体はどのような関係を持ちうるのだろうか。前述したマクス・ウェーバーの比較都市論は、特に北西ヨーロッパの中世都市が、自治的な都市共同体*bourgeois*を形成しつつも、その自立性は上位の権力（領主層）との関係において担保されるものであったことを想起させるものである。キリスト教会との関係についていえば、中世盛期以降にみられるキリスト教信仰の地域共同体性の形成に即して理解されるべきであろう。

公共への参加と奉仕を主旨とする共和主義のcitizenship概念は、都市国家形態を出現させたルネサンス期のイタリアで、特にマキアヴェッリによって、本格的な復活を遂げる⁽²⁴⁾。さらに、公共的規範を説くケクロの市民観は、18世紀啓蒙期の思想家ルソーによって継承されて、近代のcitizenshipの共和主義的議論が完成に至った。いうまでもなく、マキアヴェッリが生きた15～16世紀から18世紀のルソーの時代のあいだに、君主が統治する近世型国家が形成され、国家権力と主権の概念、さらには国家とその構成員との関係を理論化した概念が登場していた。ホッブズからロックへと連なる契約論がそれである。ここでは詳しく触れないが、ルソーはこのような17世紀に登場した主権概念と社会契約論に、ケクロのcitizenship概念をとりいれて、国家の構成員が市民たりうる要件を『社会契約論』などで論じている⁽²⁵⁾。ルソーが提示した市民の要件では、古代以来の*civic virtue*が、祖国に対する愛国心、市民間の連帯と読み替えられた。フランス革命がルソー思想の影響を強く受けていることはよく知られているが、ルソーが説く祖国愛としての*virtue*が解放されたとき、それは排外的な愛国心に転化しやすく、その排外性が激しい軋轢と動乱を生むことは、革命史が立証するところであった⁽²⁶⁾。

かくしてフランス革命は、citizenship概念の歴史をたどるとき、古典古代以来受け継がれてきた共和主義的概念の限界（あるいは行き過ぎた実体化、国民国家レベルにおける実現の危険性）が認識され、前項でとり上げた自由主義的な概念が台頭する契機となったと言われる。先に述べたように、自由主義のcitizenship概念は、国家と個人の関係を「権利」を通じて調整する考え方である。これに対して共和主義のそれは、よき国家・よき共同体を市民による*virtue*（参加態度）、さらには市民間の「友愛と連帯」を通じて実現することを主旨とする。およそフランス革命から20世紀後半まで、前者の自由主義モデルが有力であったのは、権力装置としての国家の存在を前提としつつ、国家構成員の国に対する権利と自由

をどのように擁護し、保全するかが、議論の中心であったためであろう。共和主義概念が近代にいたって後退したのは、市民が国民と等置されるようになったとき、国民国家の規模が古代の都市共同体とは比較にならないほど大きく、市民すべてに等しく「参加と義務」を規範として要求することが非現実的（場合によっては危険）であったからにはほかならない。

しかし20世紀後半以降、「参加と義務」を主旨とする共和主義的なcitizenship概念は、その限界を指摘されつつも、復活の兆しを見せている⁽²⁷⁾。健全な民主主義を実現するためには、市民の権利要求に応えるだけで足りず、市民の積極的な公共心が求められる。共和主義概念が再び評価されるにつれて、公共社会に貢献する市民的態度をどのように育成するか、という課題が浮上してきた。ルソー以来、人は生まれながらに権利を有するが、生まれながらにき市民としての「徳」を備えているわけではない、と説かれてきた。人がcitizenshipを獲得するためには、ふさわしい教育が必要である。ではしかし、どのような教育がふさわしいのだろうか。それは、達成されるべき目的、すなわちあるべきcitizenshipの理想によって、一様ではありえない⁽²⁸⁾。

3. 展開 thin/thick citizenshipへ

citizenshipとは何か。それは「権利」（自由主義モデル）なのか、それとも「参加と義務」（共和主義モデル）なのだろうか。この2つの概念は、にわかには両立しがたい二項対立に帰着するようにみえる。しかし今日では、むしろ両者を含みつつ、citizenshipを複合的、多重的なディメンションによって捉えるようになってきている⁽²⁹⁾。

このような理解が生じた一因は、「国民」の内部からの批判が噴出したことにある。批判の根幹は、前述の議論でもたびたび提起したように、「だれが市民であるか」すなわち市民要件とcitizenshipの排他性という命題に関係する。たとえば20世紀後半のフェミニズムから発せられた批判は、次のようなものであった。女性に（男性市民と対等の）権利と参加義務を保証し期待した社会は、20世紀に至るまで存在しなかった。自由主義概念であれ共和主義概念であれ、女性は市民として扱われたことがない。このように批判するフェミニズムからの訴えは、実は単一ではない。自由主義概念に基づいて「権利」を求める場合、女性に個人としての自由と権利（職業選択など）を求めるシンプルな主張もあるが、男女の社会的平等を阻む家族システム、家父長制的文化、男女領域分割型の社会規範（これらはきわめて歴史的である）自体を問題視する見解がむしろ主流である。歴史に根差したこのような伝統を打破し、citizenship概念を書き換えることはできるのだろうか。男性＝公の領域を拡大し、女性の出産・育児・介護行為を「市民的」行為すなわちcitizenshipの構成要素とみなせばよい、という見解もある。

citizenshipの要件を再編しようとするこのような見解に対して、そもそもcitizenshipは男性が創造した概念であるから、そのような構築物自体に見切りをつけ、女性にcitizenship概念を適用する試みをナンセンスとみなす見解すらありうる⁽³⁰⁾。

citizenship概念をめぐる命題に、20世紀末以降、最も重大な見直しを迫っているのは、現実に行進している国民国家の後退とグローバル化の進行である。先に述べたように、近代以降、citizenshipの帰属先はつねに国民国家であった。citizenshipをめぐる議論は、国民を市民と等置したうえで、市民権と市民性を一国家のもとで整合化することが目的であった。しかしいま、citizenship概念発祥の地であるヨーロッパでは、国民国家を超えたEU統合とともに、EU citizenshipという新たな法的権利が制度化されている。EU加盟国の国民は、所属国とEUという2つのcitizenshipをもつ「二重市民」である⁽³¹⁾。

他方、世界各地では、グローバル化にともなう移民・難民の流入とともに、多文化・多民族編成を前提とする国がますます増えつつある。一元的な民族・文化を前提とする「国民」が「想像の共同体」である以上、citizenshipを規定しようとする「国家」という枠組みもまた、限界に来ていることは明らかである。ある国に誕生し、居住し、または国籍をもつ個々人にとって、保証されるべき平等な権利と自由とは何か、祖国と同胞に対する公共の参加義務とは何か。それは、ジェンダー、民族、言語、文化を問わず、一様に定義されるcitizenshipであるはずがない。かくしてcitizenshipの帰属先を、国家よりも細分化された、また国家を超えた共同体に対するメンバーシップ、すなわち個々人のアイデンティティに求める議論が、近年ではとみに有力である。世界各地に居住するディアスポラ集団が共有する越境的アイデンティティをもとに、トランスナショナルなcitizenshipを構想する議論は、その一例である。グローバルな情報化が生み出すヴァーチャルな共同体の形成に着目し、degital citizenshipという概念すら登場している⁽³²⁾。

かくしてごく最近のcitizenship概念は、もはや「権利か義務か」の二項対立ではなく、citizenshipに内容、範囲、濃度、という3つの次元を設定し、多重的で階層的な、つまりは錯綜した複数の定義を与えるようになっていく。これらの定義のうち、最低限の法的定義である「国籍」はthin薄いcitizenshipであり、強い帰属意識（情熱的な愛国心・同胞意識・共同体への自己犠牲など）をthick濃いcitizenshipとみなす。そしてこの両極のあいだに、権利、参加・義務感、帰属意識等を位置づける、階層化した概念類型が提起されている。

しかしながら、最も「薄い」citizenshipである「国籍」の獲得要件が、依然として各国の政策によって決定されている事実を忘れるべきではない。グローバルな移動性が高い今日の世界にあって、だれがある国に入国し、居住し、市民として権利と国籍を取得しうるかは、各国の入国管理、国籍管理政策によって排他的に運用されている。概念としての国民国家という枠組みは希薄になっているとは

いえ、国家が「外国人」と「国民／市民」の線引きに排他的な権力を持ち続けていること、いいかえれば「だれが市民か」という要件の決定権を国家が独占している現実、実体としてのcitizenshipが抱える今日的なチャレンジとみなすべきであろう。

citizenshipとはなにか。だれが、どのようなcitizenshipをもちうるか。この問いに対する答えは、今日、ひとつではない。ある論者は、citizenshipとは、what we owe to whom? という問いかけである、と言う。では、この21世紀の問いかけを、過去の人間に適用してcitizenship概念を歴史的に考察することは、果たして意味のあることなのだろうか。citizenshipという概念は、西洋の歴史において2500年余の系譜をもつ。しかし、近代の「国民国家」の形成と民主主義の理想が、今日に至る概念形成に決定的契機を与えたことは確かであろう。そうであってみれば、citizenship概念の変容を辿ることは、近代の国家とそこに生きたひとびとが、どのような権利と参加の可能性を持ちえたかを検証することにほかならない。

そしていま、ポストコロニアル、グローバル化の時代の課題が、citizenship概念の検証からも浮かび上がるようである。それは、21世紀の歴史学が抱える課題でもあるのだが。

＊本稿は、令和4年度國學院大學派遣研究による成果である。

注

- (1) citizenshipを対象とする膨大な研究をここで列挙することはできない。筆者が参照した主要な研究書を挙げる。Ronald Beiner ed., *Theorizing Citizenship*, State University of New York, Albany, 1995; Bryan Turner, Peter Hamilton eds., *Citizenship: Critical Concepts*, Routledge, 1994; Charles Tilly ed., *Citizenship, Identity and Social History*, Cambridge University Press, Cambridge, 1996; Gershon Shafir ed., *The Citizenship Debates*, University of Minnesota Press, Minneapolis, 1998; Derek Heater, *What is Citizenship?*, Polity Press, Cambridge, UK, 1999; Bernard Crick, *Essays on Citizenship*, London, 2000; Derek Heater, *A Brief History of Citizenship*, New York University Press, NY, 2004; Derek Heater, *Citizenship in Britain: A History*, Edinburgh University Press, Edinburgh, 2006; Engin F. Isin and Bryan S. Turner eds., *Handbook of Citizenship Studies*, Sage Publications, 2002; Ayelet Shachar et al. eds., *The Oxford Handbook of Citizenship*, Oxford University Press, Oxford, 2017; Frederick Cooper, *Citizenship, Inequality, and Difference: Historical Perspectives*, Princeton University Press, Princeton, 2018; Engin F. Isin and Peter Nyers eds., *Routledge Handbook of Global Citizenship Studies*, Routledge, London, 2019. citizenshipを対象とする学術雑誌は、*Citizenship Studies* (Routledge); *Education, Citizenship and Social Justice* (Sage) など。
- (2) T.H. Marshall, *Citizenship and Social Class and Other Essays*, Cambridge University Press, Cambridge, 1950 (岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的教育』法律文化社、

- 1993). マーシャルは当時LSE社会学教授で、この論考は1949年にケンブリッジ大学で行われた講義に基づく。
- (3) *Ibid.*, pp.8-40. cf. Heater, *op.cit.* (1999), pp.12-24.
 - (4) 「市民的権利」を保証した法として、Habeas Corpus Act (人身保護法、1679年)、Bill of Rights (権利章典、1689年) が挙げられるが、これらの法は王権の縮減と議会権限の強化を意図したものである。Toleration Act (寛容法、1689年) も信仰の自由を完全に認めたものではなく、プロテスタント非国教徒に対する処罰免除措置を定めたにすぎない。非合法のままであったカトリック信仰が自由化されたのは1829年である。
 - (5) 1707年のスコットランド合同、1801年のアイルランドのUK編入によっても、ブリテン構成諸国における権利としてのcitizenshipの実態は、イングランドとは明らかに異なっていた。これはいわゆる「ブリテン史」に関わる論題であり、マーシャルの議論が「イングランド一国史的」で近視眼的であることを示唆している。Heater, *op.cit.* (2004), pp.19-24.
 - (6) マルクスは『ユダヤ人問題について』(1843年)で擬装的な政治的「公民citoyen/citizen」に対して真の人間としての解放を主張している(的場昭弘訳『新訳初期マルクス』作品社、2013年、65-91ページ)。
 - (7) 自由な個人の活動を推進すれば社会的不平等は温存され、拡大する。自由主義的なcitizenship概念の限界を指摘して、citizenship不要論が浮上したのも頷ける。Michael Ignatieff, 'The Myth of Citizenship', in Ronald Berner ed., *op.cit.*, pp.53-77. 政治哲学では、個人の自由を担保しつつ社会的公平性を保証するための理論を示したJohn Rawlesの『正義論』が、その後の自由主義概念の支柱となっている。
 - (8) e.g. Lynn Hunt, *Inventing Human Rights*, Norton, NY, 2007, chs.3,4.
 - (9) 「人権宣言」は、「人」と「市民」を区別しているが、その基準は両義的で、市民が国民と同義であることを暗に示唆するにとどまる。国民主権と法の前の平等を謳った第6条「すべての市民は……(法の)作成に協力することができる」というとき、その「市民」とは誰を指すのだろうか。
 - (10) さしあたり、アントニー・D・スミス(庄司信訳)『ナショナリズムとは何か』筑摩書房、2018年を参照。
 - (11) 現代の各国の国籍取得は、*jus soli* 出生地主義と*jus sanguinis* 血統主義のいずれかを原則とする。代表的な例を挙げれば、フランスは前者を、ドイツは後者を前提とした法を定めている。また両親の国籍とは異なる国で誕生した場合や定住移民の国籍取得条件は、国によってさまざまである。
 - (12) Constituion of 1791 : Title III Section 2. 能動市民の要件は、一定額の直接税を納める25歳以上の男子とされた。市民を類別しグレード化する試みは、古代ローマ帝国時代のcitizenshipに先例がある。後述および後出注17、20 参照。
 - (13) The 14th Amendment to U.S.Constitution (1868) は出生地主義を明記し、Naturalization Act (1870) はブラックアメリカンにcitizenshipを初めて法的に認めた。「二流市民」は法的に定義された身分ではないが、現実の市民的権利に多くの制約が課されていたことを意味する。
 - (14) 19世紀末から20世紀前半の合衆国の移民制限政策は、移民の出身地／帰属民族／(当時の)人種分類に基づき、市民権に制限を課すまたは入国を認めない方針が採られた。
 - (15) アリストテレス『政治学』(神崎繁ほか訳、岩波書店、2018年)第7巻。同『ニコマコス倫理学』(神崎繁訳、岩波書店、2014年)、第3巻「行為の責任とその要件、徳の各論」および第5巻「正義について」。
 - (16) J.G.A Pocock, 'The Ideal of Citizenship since Classical Times', in Beiner ed., *op.cit.*, ch.2.

古典古代のcitizenship概念の現代における有効性を再論したRyan K.Balot, 'Revisiting the Classical Ideal of Citizenship', in *Oxford Handbook of Citizenship*, pp.15-35 も参照。

- (17) 「使徒行伝」22章22～29節。「私はローマ市民だ *Civis romanus sum*」という発語がローマ法の権威によって身体の保全を意味すると示唆した最も有名な例は、キケロの弁論である。「ローマ市民」をめぐるパウロの故事は、19世紀のイギリス首相パーマストンが、1850年にある外交問題をめぐってこの言葉を引用したことでも知られる。ローマ帝国時代の多重的なcitizenshipの運用については、Cooper, *op.cit.*, pp.27-40. ローマ帝国では*citius sine suffragio*（選挙権を持たない市民）という法的市民カテゴリーを導入した。市民のグレード化の一例である。Heater, *op.cit.* (1999), pp.85-86. cf. A.N.Sherwi-White, *The Roman Citizenship*, Oxford, Clarendon Press, 1973.
- (18) *Constitutio Antoniana* (AD 212). 通称カラカラ帝によって発布された勅令だが、発布の動機については、課税対象の拡大、市民権の実体的な低減化など、諸説ある。
- (19) Cooper, *op.cit.* (2004), pp.36-38. cf. A.N.Sherwi-White, *op.cit.*
- (20) 多民族・多文化構成を包摂する帝国における多重的で階層的なcitizenshipのありかたは、citizenshipを歴史的に考察する際、特に有効な論点であるように思われる。cf. Derek Heater, *World Citizenship and Government: Cosmopolitan Ideas in History of Western Political Thought*, Macmillan, 1996 ; Clifford Ando ed., *Citizenship and Empire in Europe 200-1900: Antonine Constitution after 1800 Years*, Franz Steiner Verlag, Stuttgart, 2016.
- (21) キケロ『義務について』（高橋宏幸訳、岩波書店、1999年）。市民たるべき人格的な規範を、「徳」概念を中心に説いている。
- (22) Max Weber, *The City*, originally pub.1921, ed. & trans., Mritude & Neuwirth, Free Press, 1958 ; Max Waber, 'Citizenship in Ancient and Medieval Cities', in *General Economic History*, 1981, in Shafir ed. *op.cit.*, ch.3.
- (23) Heater, *op.cit.* (2004), pp.41-45.
- (24) マキアヴェッリのcitizenship観が明瞭に示されているのは『ディスコルシ』（ローマ史論）である。共和政ローマをはじめとする古今の事例を挙げつつ、政治共同体における市民の活躍に触れている。マキアヴェッリ（永井三明訳）『ディスコルシ』筑摩書房、2011年。
- (25) ルソー『社会契約論』は国民主権が主題であるが、第四篇で国家と市民の関係を具体的に論じている（作田啓一訳『社会契約論』（ルソー全集第5巻）、白水社、1979年、212-252ページ）。ルソー『ポーランド統治論』は、市民諸階層が国民として祖国に参加する方法を情熱的に論じている（永見文雄訳、同上書、359-451ページ）。
- (26) 「人権宣言」にも「徳」概念が継承されている。第6条「法の前で平等なすべての市民は、その能力に応じて、かつ、その徳性および才能による区別を除いて、あらゆる公的位階、公職、職業に就くことができる。」他方で「徳」の実践が期待できない者を排除する力学は、ロベスピエールのテロルの本質でもあった。革命独裁と肅清が「徳ある市民」の愛国心を標榜していたことは自明である。
- (27) ハンナ・アーレントの政治哲学、特に『人間の条件』（1958年）は、古代ギリシアのポリスにおける政治を参照することで、共和主義概念復活の契機となったといわれる（志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房、1994年）。cf. Heater, *op.cit.* (1999), p.69.
- (28) citizenship教育のあり方に関する議論が近年さかんであるが、誰に（少年期、青年期、あるいは成人教育としてか？）、どのような内容の教育が実施されるべきか、についてのコンセンサスは成立していない。オードリー・オスラー、ヒュー・スターキー、清田夏代・関芽訳『シティズンシップと教育』勁草書房、2009年を参照。UKでは中等教育レベルでcitizenship教育が必修とされているが、その目的と実施形態について検証が繰り返されて

いる。

- (29) 従来のモデルでは自明とされていた「国」への帰属性に対して、個々人のアイデンティティやより身近なコミュニティレベルでの参加と共同性をcitizenshipとみなすcommunitarianismモデルが、今日第3のモデルとして提起されている。
- (30) citizenship概念に対するフェミニズム批判とその可能性については、Leti Volpp, 'Femiist, Sexual, and Queer Citizenship', in Shachar et.al. eds., *op.cit.*, ch.8 ; Ruth Lister, 'Sexual Citizenship', in Isin & Turner eds., *op.cit.*, ch.12 を参照。
- (31) Treaty on the functioning of the European Union (2007), Article 20-24. EU Citizenship導入によってヨーロッパ各国のnationality意識はどのように変容するだろうか。この論題に関するハーバーマスの考察はきわめて示唆に富む。Jurgen Habermas, 'Citizenship and National Identity : Some Reflections on the Future of Europe', in Beiner ed., *op.cit.*, ch.9.
- (32) Shachar et.al. eds., *op.cit.*, chs.18-35. 近年特に主張されているglobal citizenshipについては、理念はともかく実践のレベルにおいて賛否両論が提起されており、これに単一の定義を与えることはできない。Isin & Nyers eds., *op.cit.*に見られるように、citizenshipの帰属対象を分類細分化し、それぞれのコンテクストにおいて考察することが多い。